

高岡地区広域圏事務組合契約に関する規則

平成10年12月21日規則第3号
改正 平成17年11月1日規則第2号

高岡地区広域圏事務組合の契約に関する事務の執行については、高岡市契約に関する規則（平成17年高岡市規則第35号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。